No.１４

令和６年（９月）

第３回定例会
専決処分の報告

熊谷市

目　　次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第４３号	損害賠償の額の決定及び和解について	公園緑地課	1
第４４号	損害賠償の額の決定及び和解について	学校教育課	3
第４５号	損害賠償の額の決定及び和解について	土地区画整理事務所	5

報告第４３号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年７月１６日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年９月３日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、除草作業中の事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

５３９，４９０円

自動車修理費及び代車費用

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年５月２９日（水）午前９時５０分頃、公園緑地課職員が雀宮緑地において除草作業を行っていたところ、肥塚３９２番１の敷地内に駐車中の相手方車両に刈払機により弾（はじ）かれた石が飛散し、相手方車両を損傷させた。



報告第４４号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年７月２２日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年９月３日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、校外方式水泳授業におけるバスでの送迎中の事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

６６，３１０円

休業補償費及び自動車修理費

２　損害賠償の相手方

深谷市田中７４８番地

武蔵野交通株式会社

代表取締役　反　町　秋　夫

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和５年１１月１５日（水）午前９時１６分頃、三尻小学校の校外方式水泳授業におけるバスでの送迎のため、当該車両が拾六間７６８番２の敷地内に駐車していたところ、当該車両に乗車していた児童の指が座席の間に挟まり、救助のため当該座席を取り外した際、相手方車両を損傷させた。

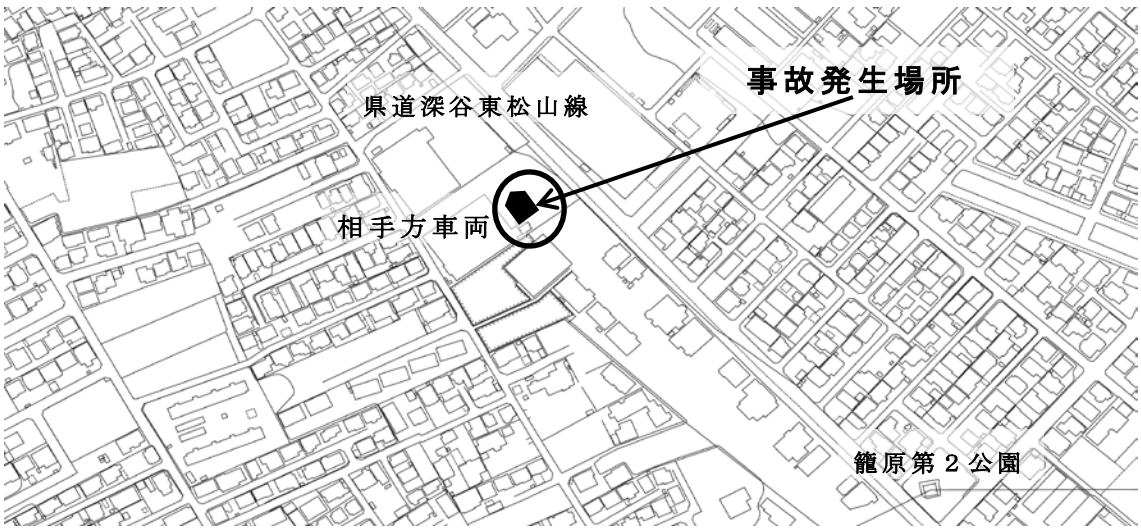

報告第４５号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、令和６年７月３１日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告する。

令和６年９月３日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、自動車事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

１　損害賠償の額及び内容

３６２，９６７円

自動車修理費及び代車費用

２　損害賠償の相手方

３　和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和６年６月１９日（水）午後５時１０分頃、土地区画整理事務所職員が末広一丁目１３番地先において赤信号で庁用車を停車していたところ、ブレーキ操作を誤り当該庁用車を発進させ、前方に停車中の相手方車両の後部に接触したため、相手方車両を損傷させた。

